

《令和7年度 秋葉区自治協議会提案事業》

秋葉区未来ビジョン 募集要項

秋葉区未来ビジョンでは、地域課題の把握と解決の方向性について地域で話し合い、5年先、10年先の地域の未来を考えます。区内のコミュニティ協議会が作成したコミュニティ未来ビジョンのアクションプラン実現に係る事業に秋葉区自治協議会と協働して取り組むことで、次世代の人材育成とネットワーク拡充を図り、持続可能な地域づくりを進めます。

新潟市秋葉区自治協議会

1 内容

(1)対象事業(要件)

区内の地域コミュニティ協議会(以下コミ協)が行う事業で、下記の①～⑥の条件を満たすもの

- ① 各コミ協が作成したコミュニティ未来ビジョンのアクションプラン実現に係る事業であること。また、各コミ協がコミ協の総意でアクションプランに位置付けるとした取組の実現に係る事業であること。
- ② 令和7年6月16日(月)～令和8年3月26日(木)に秋葉区内で開催するもの。
- ③ 自治協議会と協働で実施できるもの。
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑥ 公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

【注意点】

- ・他の補助金や収入等が充当される経費と同一の経費は委託料の対象経費となりません。

(2)事業額

1 コミ協上限20万円 ※委託料として支払

(3)対象経費等

事業に直接要するもので、外部講師への謝礼金や印刷製本費、事業実施団体の構成委員以外のスタッフに係るお弁当代等、必要最低限の経費を対象とします。ただし、次の経費を除きます。

- ① 事務所等を維持管理するための経費
- ② お茶代以外の食糧費(健康管理上必要なもの等、秋葉区自治協議会が認めるものは除く)
- ③ 事業実施団体の構成員に対する謝礼金やそれに準じるもの
- ④ 単価3万円(税込)を超える物品の購入費(事業実施において必要なものなど秋葉区自治協議会が認めるものは除く)
- ⑤ その他、事業に直接関係ないと秋葉区自治協議会が認める経費

※対象経費に該当するか不明な場合は、事前にご相談ください。

【注意点】

- ・事業の委託決定通知日～令和8年3月26日(木)に支払う経費が委託対象経費となります。委託の決定通知日前に支払う経費は対象経費外になるのでご注意ください。
- ・原則、講師謝礼の金額は新潟市の基準に準じることとします。
- ・講師等の旅費は実費とします。
- ・支払額は提出された申請書などを審査したうえで決定します。希望する金額について全額支出できない場合がありますのでご了承ください。

2 応募方法

(1)意見交換会

- 日時 令和7年6月9日(月) 午後3時～
- 会場 秋葉区役所6階601会議室
- 対象 コミュニティ協議会役員等(※1団体最大2名)
- 申込 参加をご希望の方は、6月4日(水)午後5時までに
下記までメールでお申し込みください。

(2)提出書類

事業提案書

【その他】

- ・ 書類については、新潟市秋葉区ホームページに掲載しています。ダウンロード可。また、秋葉区地域総務課でも配布しています。(上記、意見交換会でも配布します。)
- ・ 収支予算書は、報償費や使用料を支払う相手方や購入する消耗品の内容や数量、単価などについてもお書きください。未定の場合はその旨お書きください。
- ・ 申請書等の書き方で、不明な点があればお問い合わせください。

(3)申請締切

随時受け付けますが、令和8年3月に開催される秋葉区自治協議会で報告できるように事業を完了してください。

※下記まで郵送、メールまたは直接ご提出ください。

(4)提出先

〒 956-8601(メールまたは直接ご提出される場合、住所の記載は必要ありません。)

新潟市秋葉区程島2009番地

秋葉区地域総務課 企画グループ(区役所3階33番窓口)

E-mail:chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp

3 委託決定

- ・申請書提出後、秋葉区自治協議会にて要件等を確認し、委託決定をします。決定後、委託決定通知を提案団体にお送りします。
- ・事業の委託決定を受けるまでに時間がかかる場合もあるため、早めの事業申請を推奨します。

4 スケジュール

令和7年4月20日(日)	意見交換会の情報公開(区だより・HP 掲載)
令和7年4月21日(月)	意見交換会申込開始
令和7年6月4日(水)	意見交換会申込締切 ※午後 5 時まで
令和7年6月9日(月)	意見交換会開催 ※午後 3 時～

令和7年6月16日(月) ～令和8年3月26日(木)	随時事業申請・事業実施
令和8年3月	秋葉区自治協議会本会議:結果報告

5 注意事項

(1)決定事項の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、委託の決定を取り消します。

- ① 虚偽や、その他不正な手段により委託の決定を受けたとき
- ② 委託の決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2)委託決定した事業にかかる経費の支出

秋葉区自治協議会の事務局である新潟市からの委託料の支払いは、事業終了後、履行を確認してから行います。それまでに支払が必要なものや、対象とならない経費については、応募団体が支払いを行ってください。

やむを得ず概算払いが必要な場合は事前にご相談ください。

6 事業完了後に関する事項

(1)請求書類のご提出

事業終了後2週間以内または令和8年3月27日(金)のいずれか早い日までに、書類のご提出をお願いします。なお、請求等に必要な書類は別途お送りします。支払いにはおよそ半月～1か月程度時間がかかる場合がありますので、早くに振り込みを希望される場合は、お早目に書類のご提出をお願いいたします。また、領収書のコピーの提出も必要となりますので、経費の領収書は大切に保管してください。

(2)秋葉区自治協議会への参加

令和8年3月に開催する秋葉区自治協議会にて当事業の結果報告をしていただきますので、ご参加ください。

7 お問い合わせ先

新潟市 秋葉区自治協議会(事務局:秋葉区地域総務課 企画グループ)

TEL:0250-25-5672

FAX:0250-22-0228

E-mail:chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp